令和７年２月１４日

都民の皆様、支援者の皆様へ

東京都議会自由民主党
幹事長　小松大祐

都議会自由民主党の政治資金収支報告書不記載について

都議会自由民主党が開催した政治資金パーティーが東京地検特捜部により政治資金規正法違反の虚偽記載の罪で会計担当職員が略式起訴に至ったことについて、都民の皆様の信頼を失墜させる事態を招いたことに、深くお詫び申し上げます。

このたび、捜査が終結して裁判が確定し、内部調査が完了しましたので、以下、都民の皆様、支援者の皆様に会派としての説明を掲載いたします。

今般の内部調査の結果、令和元年 12 月 23 日開催および令和 4 年 5 月 10 日開催の政治資金パーティーについて、都議会自由民主党の収支報告書において公開していた、収入の金額、パーティー券購入者の人数、政治団体に対する寄付額等に訂正が必要であることが判明いたしました。既に東京都公報および収支報告書の訂正手続を行っており、訂正内容の詳細は公開されますので、そちらをご覧いただけると幸いです。

このような訂正が必要となった背景として、パーティー券販売のノルマ超の代金の一部について、都議会議員（経験者）等が代表を務める政治団体において政治活動資金としてストックするという慣行があったことを確認いたしました。そのようなストック分につきましては、一旦、都議会自由民主党のパーティー券の売上として計上した上で、都議会自由民主党から各政治団体への寄付として計上すべきものでしたので、訂正をした次第です。

ノルマ分の販売で目一杯な者も多く、このような慣行を認識すらしていない者も多くいました。また、このような慣行の開始時期、指示や指導があったのかにつきましても確認できておりません。なお、このような慣行に基づくストック

が確認されたのは、都議会議員（経験者）等が代表を務める政治団体のみであり、刑事裁判においてもそのような認定がなされています。

このような慣行に基づいてストックをしていた政治団体につきましては、東京都公報および収支報告書の訂正手続を行っておりますので、ストック金額や使途につきましては、そちらをご覧いただけると幸いです。

このような慣行のほか、政治団体である都議会自由民主党から会派である東京都議会自由民主党への寄付が、不記載であったことも判明しました。円滑な会派活動のための寄付であり、本来は収支報告書に記載すべきものでありますので、既に訂正をしております。

今回の事態については、不記載の有無に限らず、東京都議会自民党全体の責任として重く受け止めており、不記載のあった現職議員１６人についての都議会役職の辞任、会派役職停止、それぞれ１年間の処分を行うとともに、政治団体である都議会自由民主党の解散を決定し、清算手続きを進めているところです。

今後は、今回の反省を踏まえ、政治資金規正法の定める手続きを厳守し、政治資金収支の透明性の確保を徹底するとともに、二度とこのような事態が生じないよう、再発防止に努め、今まで以上に厳正に対応していくことで、率先して信頼の回復に取り組んでいくことを、都民の皆様、支援者の皆様にお誓い申し上げます。